カストディ契約：スイス法に基づく主要条項

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

スイスのカストディ契約には、何よりも重要な一つの役割があります。顧客を債務取立・破産法（DEBA）第242a条の保護の範囲内に置くことです。同条は、カストディアンが暗号資産を常に顧客のために利用可能な状態に保つことを約束していること、そして資産が顧客に個別に割り当てられているか、または共同体に割り当てられ、かつ顧客の持分が明確に特定可能であることを要件としています。[1] 契約のその他の部分はすべて、この約束に比べれば副次的なものです。この約束を制限する条項（使用権、売却を認める留置権、帰属を明らかにしないステーキングの権限）は、すべてこの約束に照らして読まなければなりません。また契約では、それが債務法第394条以下および第472条以下に基づくカストディの委任であること、そしてカストディアンがSRO加盟の金融仲介業者またはライセンスを受けた機関として行動することを明確にすべきです。規制上の地位によって、どの監督制度が分別管理を監視するかが決まるからです。[2]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

利用可能な状態に保つ約束。カストディアンは、顧客のために本暗号資産を保有し、債務取立・破産法第242a条第2項の意味において、本暗号資産を常に顧客のために利用可能な状態に保つことを約束する。カストディアンは、第[x]条に基づき与えられた顧客の書面による指図がある場合を除き、本暗号資産を自己の勘定のために使用し、貸し付け、質入れし、ステーキングし、委任し、またはその他の方法で処分してはならない。

割当て。本暗号資産は、［顧客に専属的に割り当てられた一つまたは複数の分散型台帳アドレスにおいて］［カストディアンの他の顧客の暗号資産とともに共同アドレスにおいて。この場合、カストディアンは、顧客のために保有する各本暗号資産の数量を常に記録する台帳を維持し、少なくとも毎日、当該台帳を分散型台帳上の残高と照合し、要求に応じて当該照合結果を顧客およびその規制監査人に提供するものとする］保有される。共同で保有される本暗号資産における顧客の持分は、このようにして記録された数量とする。

倒産時の分別。両当事者は、本暗号資産がいかなる破産、和議または再建手続においてもカストディアンの財団に属さず、顧客がその分別を求める権利を有することを意図する。カストディアンは、この権利を遅滞なく行使できるよう、その記録およびサブカストディアンとの取決めを構築するものとする。

フォークおよびエアドロップ。本暗号資産に関するフォーク、エアドロップまたはこれに類する事象を理由としてカストディアンが受領した暗号資産は、本契約に基づき顧客のために保有される。カストディアンは、フォークへの対応またはエアドロップの請求が、その合理的な見解において、カストディアン

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

またはその顧客を法的、セキュリティ上または運用上のリスクにさらすこととなる場合には、これを拒否することができ、その決定から［5］営業日以内に顧客に通知するものとする。

鍵。カストディアンは、顧客および［SRO／FINMA］に通知された鍵管理方針に従って本暗号資産を支配する秘密鍵を保有し、いかなる個人も単独で本暗号資産を処分できないようにし、かつ本暗号資産の価額の少なくとも［95］パーセントをインターネットに接続されていない保管環境で保管するものとする。

責任。カストディアンは、職業的カストディアンとしての注意を怠ったことにより生じた本暗号資産の損失について責任を負う。カストディアンは、分散型台帳の固有の性質、プロトコルの変更もしくは障害、または第[x]条に従って認証された指図により生じた損失については、当該指図が顧客により与えられたものでないことをカストディアンが知り、または知るべきであった場合を除き、責任を負わない。軽過失に対する責任は、債務法第100条により認められる範囲で排除される。

留置権。カストディアンは、本契約に基づき支払期限を［60］日以上経過した手数料についてその額の範囲内で認められる場合を除き、本暗号資産について留置権、留保権または相殺権を有しない。

最も重要なのは、留置権条項に関する解説です。多くのカストディアンの標準約款は、あらゆる債権のためにすべての顧客資産に対する一般的な留置権を認めています。スイスの裁判所は、このような留置権を、資産を常に利用可能な状態に保つという約束と矛盾するものと解する可能性があり

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ます。いずれにせよ、それによって顧客の分別請求は争いのあるものになってしまいます。延滞手数料に限定した狭い留置権であれば、趣旨を説明すれば、ほとんどのカストディアンが受け入れます。

注

1. DEBA第242a条第2項。銀行であるカストディアンについては、銀行法第16条第1bis号が、同様の方法で保有される暗号資産にも預託資産の分別制度を拡張しています。第D部第IV章参照。 ↩
2. 債務法第394条以下（委任）および第472条以下（寄託）。カストディ関係の法的性質については、第D部第V章で論じています。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com